

計画作成年度	令和3年度
計画変更年度	令和4年度
計画主体	士幌町

士幌町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 士幌町産業振興課産業振興グループ
所在地 北海道河東郡士幌町字士幌225番地
電話番号 01564-5-5220
FAX番号 01564-9-5812
メールアドレス rinmu@shihoro.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス)、ドバト
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	士幌町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類	被　害　の　現　状	
	品　目	被　害　数　値
エゾシカ	てん菜	被害額 1,500 千円
		被害面積 3.5 ha
	大豆	被害額 250 千円
		被害面積 1.0 ha
	小豆	被害額 470 千円
		被害面積 0.2 ha
	計	被害額 2,220 千円 被害面積 4.7 ha
ヒグマ	スイートコーン	被害額 不明 千円
		被害面積 不明 ha
	デントコーン	被害額 不明 千円
		被害面積 不明 ha
	てん菜	被害額 300 千円
		被害面積 0.5 ha
	計	被害額 300 千円 被害面積 0.5 ha
キツネ	乳牛	被害額 163 千円
		被害頭数 4 頭
	計	被害額 163 千円
		被害頭数 4 頭
アライグマ		被害額 未確認
		被害面積 未確認

カラス類	スイートコーン	被害額	120 千円
		被害面積	1.0 ha
	てん菜	被害額	190 千円
		被害面積	0.5 ha
	乳牛	被害額	96 千円
		被害頭数	4 頭
	計	被害額	406 千円
		被害面積	1.5 ha(4頭)
ドバト	家畜飼料食害	被害額	不明
		被害面積	不明

令和2年度土幌町鳥獣被害に関する実態調査より

(2) 被害の傾向

エゾシカ	シカによる被害は、10月の収穫時期までの期間に町内全体に見られ、農作物被害は年によりますが、令和2年度は対前年度比10千円減(99%)の2,220千円となった。銃器及びくくりわなで、捕獲頭数は対前年度比62頭増の182頭捕獲と増加したが、被害はほぼ横ばい状態にある。
ヒグマ	町内川西地区を中心に広範囲に毎年出没し、農作物被害や人身被害の不安と農作業に支障を及ぼし、地域住民の安全対策が求められる。
キツネ	キツネによる被害は一年を通じてあり、特に乳牛など畜産被害の拡大が懸念されている。令和2年度の被害は対前年度比539千円減(23%)の163千円となった。箱わな及び銃器で捕獲しているが、被害は年度によって増減する。
アライグマ	特に被害は報告されていないが、町内でも目撃情報があり、今後の生息数増加や被害発生が危惧される。
カラス類	コーン類など圃場の被害のほか、飼料の食害や糞害も通年で発生している。令和2年度の被害は対前年度比526千円減(44%)の406千円となった。近年、乳牛の乳房をつつく、仔牛を襲うなどの被害も発生しており、被害額が増加することも考えられる。今後も被害の拡大や人を襲うなど生活不安が懸念されている。
ドバト	家畜飼料の食害や糞害が通年で発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)	備考 (軽減率)
エゾシカ	被害額	2,220千円	1,554千円	30%減
	被害面積	4.7ha	3.3ha	30%減
ヒグマ	被害額	300千円	210千円	30%減
	被害面積	0.5ha	0.4ha	20%減
キツネ	被害額	163千円	114千円	30%減
	被害頭数	4頭	3頭	25%減

アライグマ	被害額	不明	農業被害の未然防止	-
	被害面積	同上	同上	-
カラス類	被害額	406千円	284千円	30%減
	被害面積	1.5ha(4頭)	1.1ha(2頭)	27%減(50%減)
ドバト	被害額	不明	農業被害の未然防止	-
	被害面積	同上	同上	-

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業被害等が発生した場合、獣友会に依頼して駆除及びパトロールを実施。 ・くくりわなによる捕獲の実施。 <p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマの目撃情報、被害情報があった場合、住民への周知、パトロールを実施。 <p>[キツネ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害対策として獣友会の協力を得て、銃器、箱わなによる駆除の実施。 ・箱わなの設置を一部を委託事業により実施。 <p>[カラス類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣友会による、銃器及びカラス用捕獲わな設置の実施。 <p>【免許取得者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンターの場合 第1種銃獣免許及び銃所持許可を取得後、獣友会に入会し有害駆除を行う方に、取得費用を助成。 ・くくりわなの場合 農業被害を軽減するために、くくりわなによる捕獲をする方に、わな獣免許取得費用、わな保険料助成し、くくりわな・看板の貸与。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲後の個体処理について労力を要しており、効率的な処理方法もなく苦慮している。 ・獣友会会員の減少。担い手の不足。 ・獣友会会員の減少。担い手の不足から出没時の緊急な対応に苦慮している ・継続的に捕獲圧をかけることが必要。 ・わなでの捕獲数が増えず、捕獲実績がほぼ横ばい状態となっている。
防護柵の設置等に関する取組		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川などの地理的状況から設置が困難。 ・設置費、維持管理費が高額である。

(5) 今後の取組方針

- ・関係機関が一体となって被害防止に取り組む体制を確立する。
- ・獣友会の協力を得てこれまでどおり捕獲実施とともに、獣友会会員減少に対応するため捕獲の担い手を育成する。
- ・農業者への獣友会等の有害鳥獣捕獲の協力や自己防衛を呼びかけ被害防止に努める。
- ・箱わなによる捕獲事業の委託を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・獣友会の協力により捕獲を実施する。箱わなによる捕獲については一部委託して実施する。
- ・農林業被害情報の共有化を図り、円滑な有害鳥獣対策を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和4年度	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	・計画的で組織的な捕獲の実施 ・鳥獣被害防止対策の普及啓発 ・捕獲用ワナ(くくりわな、箱わな)の設置 ・狩猟免許等の取組促進
令和5年度	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	・計画的で組織的な捕獲の実施 ・鳥獣被害防止対策の普及啓発 ・捕獲用ワナ(くくりわな、箱わな)の設置 ・狩猟免許等の取組促進
令和6年度	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	・計画的で組織的な捕獲の実施 ・鳥獣被害防止対策の普及啓発 ・捕獲用ワナ(くくりわな、箱わな)の設置 ・狩猟免許等の取組促進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
農業被害、鳥獣の生息数を勘案して、過去の捕獲実績に基づいて設定する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	300頭	300頭	300頭
ヒグマ	5頭	5頭	5頭
キツネ	70頭	70頭	70頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
カラス類	100羽	100羽	100羽
ドバト	出没個体に応じて対応する		

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の出没や被害発生情報を基に銃器やわなで捕獲を実施する。銃器の使用が困難な区域においては、箱わなやくくりわな等を設置して捕獲する。 捕獲の実施時期については、被害農家等の情報を基に効果的な時期に集中して実施する。

(4) 許可権限移譲事項

対象区域	対象鳥獣
士幌町全域	エゾシカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予定なし	予定なし	予定なし

(2) その他被害防止に関する取組

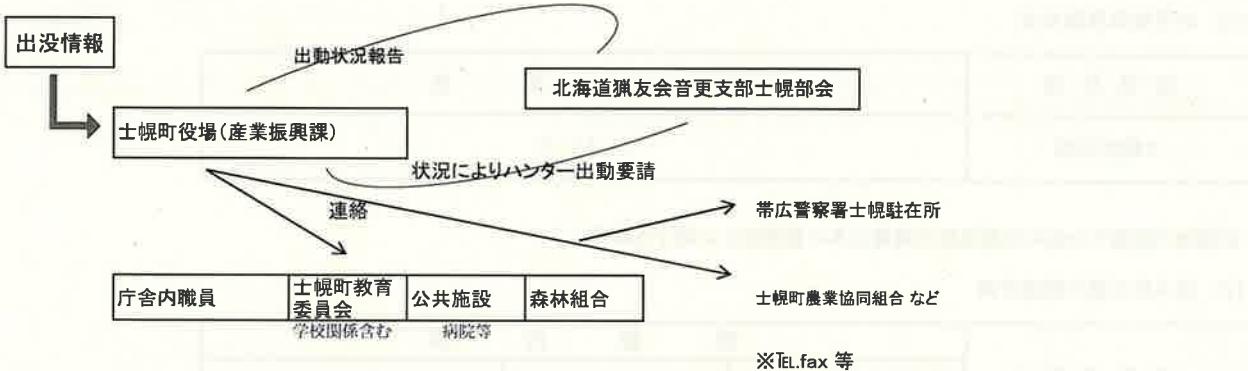
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和4年 度	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	・鳥獣被害防止対策の普及啓発 ・ヒグマの防除のため、農畜産物残渣や生ごみなどヒグマを誘引する原因となるものの管理の徹底等の実施。 ・ヒグマ出没時には、近隣住民に出没情報を周知することにより被害の未然防止を図る。 ・爆音機の設置など、追払いの実施。
令和5年 度	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	・鳥獣被害防止対策の普及啓発 ・ヒグマの防除のため、農畜産物残渣や生ごみなどヒグマを誘引する原因となるものの管理の徹底等の実施。 ・ヒグマ出没時には、近隣住民に出没情報を周知することにより被害の未然防止を図る。 ・爆音機の設置など、追払いの実施。
令和6年 度	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	・鳥獣被害防止対策の普及啓発 ・ヒグマの防除のため、農畜産物残渣や生ごみなどヒグマを誘引する原因となるものの管理の徹底等の実施。 ・ヒグマ出没時には、近隣住民に出没情報を周知することにより被害の未然防止を図る。 ・爆音機の設置など、追払いの実施。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関等の名称	役割
士幌町鳥獣被害防止対策協議会会長	危険区域巡回、出没時駆除
帶広警察署士幌駐在所	出没現場整理、付近住民への広報、町に通報
北海道猟友会音更支部士幌部会	非常時協力

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	士幌町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
士幌町農業協同組合	農業者への被害防止対策指導及び被害情報収集等
十勝大雪森林組合	生息、出没等の情報提供等
北海道獣友会音更支部士幌部会	有害鳥獣関連情報の提供及び捕獲の実施
十勝農業改良普及センター十勝北部支所	農業者への被害防止対策指導、助言等
士幌町	協議会の運営及び関係機関との調整等

(2) 関係機関に関する事項

十勝総合振興局産業振興部農務課	鳥獣被害防止対策事業に係る情報提供
十勝総合振興局保健環境部環境生活課	鳥獣捕獲許可の受付及び相談

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年4月1日設立(隊員15名、役場職員2名(令和3年3月1日時点))
被害防止計画に定める対象鳥獣の捕獲や実施隊員による一斉捕獲等の実施。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則持ち帰って適切に処理し、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないよう適切な方法で埋設処理する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

9. 捕獲した対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

ヒグマ、アライグマなどについては、学術研究機関からの使用要請があった場合、個体の提供等を検討する。